

## ～国際研修～

### 第41回ベトナム法整備支援研修 ～民事簡易手続と事件管理～

国際協力部教官  
三浦 康子

#### 第1 はじめに

2012年9月30日（日）から同年10月13日（土）まで、第41回ベトナム法整備支援研修を行った。日程は、文末の資料のとおりである。

本研修は、ベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court, 以下「SPC」という。）を対象とするものであり、研修員は、グエン・ソン副長官を始めとするSPCの裁判官や省級裁判所の長官など、10名であった。

グエン・ソン氏(Mr.)

SPC副長官

ダオ・ティ・ガ氏(Ms.)

SPCハノイ控訴審裁判所副長官

チャン・ティ・ソン・グエット氏(Ms.)

SPCダナン控訴審裁判所副長官

ディン・ティ・フエン・カイン氏(Ms.)

SPC判事（ホーチミン市控訴審裁判所勤務）

ホ・ヴァン・マイ氏(Mr.)

ビンズオン省人民裁判所長官

グエン・ティ・マイ氏(Ms.)

ハイフォン市人民裁判所長官

グエン・ヴァン・クオン氏(Mr.)

SPC裁判理論研究所副所長

ブイ・ティ・ズン・フエン氏(Ms.)

SPC裁判理論研究所民商事法研究部長

レ・テ・フック氏(Mr.)

SPC裁判理論研究所民商事法研究部副部長

フック・ティ・ゴック・ハ氏(Ms.)

SPC国際協力部専門員

#### 第2 本研修実施の背景

ベトナムでは、1986年に打ち出されたドイモイ（刷新）政策により、市場経済の導入が決定され、その推進のために、民商事法分野を中心とする法制度の整備が進められている。

当部では、1994年から、国際協力機構（以下「JICA」という。）と協力して、ベトナムに対する法整備支援を継続してきている。現在は、2011年4月にスタートした法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）の実施中であり、法律の起草支援のみならず、司法機関や法曹の能力向上についても支援活動を展開している。

本研修は、上記プロジェクトのうち、SPCをカウンターパートとする活動について実施されたものである。その活動に関しては、村上敬一弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）を委員長とするベトナム裁判実務改善委員会が、ハノイに在駐している裁判官出身の長期専門家を支援しており、本研修についても、村上委員長に全面的なサポートをいただいた。

ベトナムでは、簡易手続に関するベトナム国会常務委員会法令の起草という形で、簡易な民事手続が導入されることとなった。当部では、同法令の起草

作業を担当する SPC<sup>1</sup>から、民事簡易手続についての本法研修実施の要請を受けたことを踏まえて、本研修を実施することとした。また、SPCからは、日本の裁判所における事件管理について学びたいとの要望もあったことから、簡易手続と併せて本研修において紹介することとした。

### 第3 本研修の概要

#### 1 カリキュラムの概要

1週目を主として民事簡易手続、2週目を事件管理に充てた。それぞれ導入的な講義で知識を得た後、裁判所を訪問して日本の実際の手続に触れる流れとした。

以下、各カリキュラムについて具体的に説明する。

#### 2 日本の司法制度と民事訴訟制度に関する導入講義

研修初日である10月1日（月）午後には、当職が講師を務め、日本の司法制度と民事訴訟の流れの概略を説明した。

民事訴訟の流れを説明するに当たっては、当事者主義が取られていることにポイントを置いた。日本の簡易手続を理解するためには、主張立証の機会を与えられながらそれを利用しない当事者は不利益を甘受すべき、という当事者主義の基本的な考え方を知る必要があると考えたためである。

研修員からは、当事者の責任で適切な時期に証拠が提出されなかった場合にどのように判断するのかという、正しく当事者主義と職権主義の考え方の相違を問う質問が出された。日本においても、裁判官は真実の発見と当事者の公平を図る必要性との間で釈明権の行使の是非について悩むことが多くある。監督審や再審で争われる事件が多いなど、真実に合致した判断をすることへの要請がより強いベトナム

の裁判官にとっては、抱いて当然の質問であったと考えられる。<sup>2</sup>

#### 3 日本の民事簡易手続についての講義

同月2日（火）と3日（水）の午前には、日本の民事簡易手続についての講義を行った。

まず、村上委員長から総論的な講義をしていただいた。同委員長は、同年8月に行われた簡易手続をテーマとする現地セミナーにおいても講義をされており、その際の議論の状況を踏まえて、簡易手続を導入する場合に、日本の民事簡易手続が手続のどの部分を簡略化しているか、ベトナムにおいてはどのような方向での簡略化が考えられるかを中心に講義された。

ベトナムの民事訴訟においては、公判期日を開く前に公判準備期間があり、その間に当事者による証拠の提出のみならず、裁判所による職権的な証拠収集も行われる。<sup>3</sup>村上委員長は、この公判準備期間を短縮することにより訴訟を短縮するという形式的な簡略化ではなく、例えば、一定の訴額を下回る訴訟については公判準備期間をなくし、当事者に証拠提出の責任を負わせるというような形も検討に値するのではないかと示唆された。

その後、各論に入り、当職から、少額訴訟、支払督促及び手形小切手訴訟について、それぞれ条文に基づき説明した後、村上委員長から各手続の特色やベトナムへの導入可能性などについてコメントをいただくという方式で進められた。

研修員からは、活発に質問が出された。特に実際に起草を担当する SPC 裁判理論研究所からの研修員らは、配布した日本の民事訴訟法のベトナム語訳を熟読した上で、当事者の手続保障のバランスを考慮した質問が出され、起草をするに当たって重要な

<sup>1</sup> ベトナムでは、SPCが法令の起草を担当することがある。2012年1月に施行された改正民事訴訟法も、SPCが起草を担当した。同改正法については、多々良周作「改正ベトナム民事訴訟法の概要」ICDニュース52号を参照されたい。

<sup>2</sup> 監督審や再審の点を含めて、ベトナムの統治機構についての詳細は、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」ICDニュース28号を参照されたい。

<sup>3</sup> ベトナムの民事訴訟の流れについては、松川充康「第37回ベトナム法整備研修」ICDニュース47号185ページにまとめられている。

ポイントを突いた質問をしていた。



講義の様子

#### 4 弁護士の立場から見た簡易手続

10月2日（火）午後には、本間佳子弁護士<sup>4</sup>を講師に招いて、弁護士の立場から見た簡易手続と題して、講義をしていただいた。同弁護士は、ご自身が実際に経験されたものを含む具体的な事例を元にして、簡易裁判所のどのような手続を用いて事件を解決することが妥当かについて研修員に意見を求めて上り、丁寧に御説明下さった。例えば、貸金について返済がない場合には、金額や債務者の態度、分割でもよいので返済してもらいたいか、債務名義が欲しいか、という要素を考慮の上、支払督促や小額訴訟、を検討すべき、といった非常に実践的な説明をいただいた。

研修生らは、当初は手続の特徴を捉えきっていない面も見られたものの、終盤には的確なコメントが続いた。具体的な事例を通して、簡易手続を中心とする簡易裁判所の手続の特徴や、これにより当事者が多彩な選択肢を有することのできている日本の実情を認識することができたものと考えられる。

#### 5 最高裁判所訪問、最高裁判所判事表敬

同月3日（木）午後には、最高裁判所を訪問し、金築誠志最高裁判所判事を表敬する機会を得た。ソシ副長官を始めとする研修生らには、金築判事との

懇談や、大法廷などの施設見学が好評であった。

#### 6 相模原簡易裁判所訪問

横浜地方裁判所相模原支部に併設されている相模原簡易裁判所を訪問した。同裁判所の見学を希望したのは、大規模の裁判所では、ベトナムの一般的な裁判所の規模との違いが大きすぎ、記録の流れなどの全体像が掴みづらいとの趣旨の村上委員長の助言を受けてのものである。

同裁判所では、簡易裁判所の通常民事訴訟事件の傍聴のほか、少額訴訟用のラウンド法廷の見学、当事者本人でも比較的容易に訴状が作成できるように工夫された定型書式についての説明、簡易裁判所判事による質疑応答などが行われた。

法廷傍聴では、数件の事件が続けて審理され、待機していた司法委員が当事者を連れて和解用の部屋に移動する様子を見ることができた。研修員は司法委員の役割に大いに関心を寄せていた。

相模原支部は小規模の支部であり、今回のような海外からの研修員の訪問は初めてということで大変な御負担をお掛けしたが、入念な御準備をいただいた上に、笹村將文支部長、堀満美簡易裁判所判事に、バスまで研修員らを見送っていただくなど、温かく歓迎していただいた。

#### 7 簡易手続に関する意見交換会

同月5日（金）は、再び村上委員長に御参加いただき、これまでの講義や見学を踏まえて、簡易手続について更に質疑応答を行うとともに、ベトナムに導入する簡易手続の在り方についての意見交換を行った。

研修員からは、支払督促に類する手続を採用することについて積極的な意見が出されたが、日本のように書記官が行う制度にすることには抵抗が残るとの意見が多かった。村上委員長からは、日本でも、支払督促は1998年に施行された改正民事訴訟法で導入されたものであり、それまでは、裁判官が発する支払命令であったことが紹介された。

<sup>4</sup> 現在創価大学法科大学院教授として教鞭をとられているほか、カンボジアに長期専門家として派遣されていた経験もお持ちの方である。

## 8 事件管理についてのカントリーレポート及び日本での事件管理に関する講義

同月 9 日（火）は、ベトナム側からの事件管理の実情についての発表と、日本側からの事件管理に関する講義を行った。

ベトナムにおいては、事件管理の指針となる内部規程が不十分であるため、統一的な取扱いがなされておらず、コンピュータ・ソフトも開発されていない。記録の管理についても指針がなく、個々の職員の裁量に任されている状況のようである。また、訴状等の補正については、まず書記官が当事者に指導するが、書記官の指導では納得しない当事者が多いことから、裁判官が対応せざるを得なくなり、それが遅延を招いているとのことであった。

日本の実情について、当職からは事件の受付から裁判官への配点までの流れを中心に説明し、法・司法制度改革支援プロジェクトの多々良周作長期派遣専門家からは、訴状審査を裁判官と書記官が分担して効率的に行っていることや、書面や証拠の写しの取扱いなどを中心に説明した<sup>5</sup>。また、最高裁判所の承諾を得て、下級裁判所事務処理規則をベトナム語に翻訳し、配布した。

## 9 さいたま地方裁判所・家庭裁判所訪問

同月 10 日（水）には、さいたま地方裁判所及びさいたま家庭裁判所を訪問した。

さいたま地方裁判所では、民事訟廷の事件係の書記官に、事件の受付から配点までの流れについて、パソコンの事件管理システムへの入力の実演を含めて解説していただいた。また、記録の管理についても、記録庫を実際に見せていただくことができ、前日の講義と併せて、日本における事件管理について研修員に学んでもらうことができた。

さいたま家庭裁判所では、調停事件の受付、待合

室、調停室、児童室など、様々な設備を見学させていただいた。当事者の心理面に配慮して、植木や絵画を置くなど雰囲気作りにも注意が払われていることに、研修員は大変興味をひかれている様子だった。また、簡易裁判所と同様、当事者への配慮から分かりやすい書式が用意されていることも、強い印象を残していた。

訪問に当たっては、荒井勉さいたま地方裁判所長、井上哲男さいたま家庭裁判所長にそれぞれ表敬をお受けいただき、多数の職員の方が質疑応答に参加してくださるなど、御歓待をいただいた。

## 10 総括質疑

同月 11 日（木）の午前中は、個々の研修員に、あらかじめ用意してもらったレポートに基づき、ベトナムに導入する簡易手続の方向性や本研修の感想について、発表してもらった。

方向性についての意見は様々であったが、いずれも日本の簡易手続の特徴を捉えつつ、ベトナムの実情やニーズについてよく検討されており、研修員が、日本側が提供した情報をしっかりと吸収したことがうかがわれた。

なお、同日午前中、IMF 総会のために来日中の世界銀行上級副総裁兼法務顧問のアン・マリー・リー・ロイ氏(Ms.)にセッションの一部を御覧いただき、本研修とその後のベトナムにおける実務改善の成功を祈念する旨のコメントを頂戴することができた。



総括質疑の様子

<sup>5</sup> 日本では、主張書面や書証の写しを他方当事者に送付する必要があるが、ベトナムでは、裁判所に赴いて記録を謄写する必要があるとのことである。

#### 第4 終わりに

団長のグエン・ソン副長官を始めとする研修員らは、熱心にメモを取っており、質問も積極的にしており、非常に熱心に本研修に取り組んでいた。また、日本側からのベトナムの制度を問う質問にも、丁寧な回答を受けることができた。

本研修の成果が簡易手続に関するベトナム国会常務委員会法令にどのように結実するかは不明であるが、総括質疑の際に各研修員から多様な意見が出されたことに照らして、本研修の意義は大きかったと考えている。

このような充実した研修を実現することができたのは、村上委員長、翻訳や通訳をお願いした大貫綿氏、綱川秋子氏、各訪問先の皆様など、関係者の皆様の多大な御支援、御尽力があつてこそのことである。この場を借りて、改めて厚く御礼を申し上げたい。

## 第41回ベトナム法整備支援本邦研修日程表

(担当教官:三浦教官 専門官:横山主任専門官)

月 日	曜 日	10:00 日本入国(東京)			14:00 12:30	17:00	備考
9 / 30	日						東京
10 / 1	月	9:30~11:00 JICAオリエンテーション	11:15~12:15 ICDオリエンテーション	TIC SR9	13:15~14:45 講義「日本の民事訴訟制度(現在の迅速化に向けた取り組みを中心に)」 国際協力部教官	TIC SR9	東京
10 / 2	火	講義「日本の民事簡易手続総論(事件の振り分けの基準を中心に)」 村上敬一弁護士, 国際協力部教官			意見交換会「弁護士の立場から見た簡易手続」 共用会議室 本間佳子弁護士, 国際協力部教官		東京
10 / 3	水	講義「日本の民事簡易手続各論(導入の可能性の程度を視野に入れて)」 村上敬一弁護士, 国際協力部教官			最高裁表敬(表敬・施設見学) 共用会議室		東京
10 / 4	木	資料整理 移動	11:00~ 13:00~ 相模原簡易裁判所訪問(窓口見学, 施設見学, 手続傍聴)		15:30~ 移動 相模原簡易裁判所		東京
10 / 5	金	10:00~ 法総研所長表敬訪問 村上敬一弁護士, 国際協力部教官 共用会議室	10:30~ベトナムにおける簡易手続に関する意見交換会 12:00~ 意見交換会 写真撮影	ベトナムにおける簡易手続に関する意見交換会 村上敬一弁護士, 国際協力部教官	共用会議室		東京
10 / 6	土						東京
10 / 7	日						東京
10 / 8	月	意見交換を受けての簡易手続導入の方向性に関するレポートの準備					祝日 東京
10 / 9	火	事件管理に関するカントリーレポート 国際協力部教官			日本の事件管理に関する講義 共用会議室 国際協力部教官		東京
10 / 10	水	地方裁判所訪問(所長表敬, 事件受理, 訟廷業務, 期日管理, 事件管理体制について)			家庭裁判所訪問(主に窓口見学) さいたま地方裁判所	さいたま家庭裁判所	東京
10 / 11	木	総括質疑(レポートに基づくベトナム側の発表に基づく) 村上敬一弁護士, 国際協力部教官					東京
10 / 12	金	評価会 TIC SR10	修了式 TIC SR10	帰国準備			東京
10 / 13	土	日本出国(成田より)					

※TIC=JICA東京(東京国際センター) SR=セミナールーム